Japan tax alert

EY税理士法人

米国最高裁判所が オンラインショッピングに 対する州の売上税課税権 の拡大を認める

EY税理士法人アラートライブラリー

EY税理士法人が発行したすべてアラートは、下記サイトからご覧になれます。

https://www.eytax.jp/tax-library/newsletters/index.html

米国最高裁判所は2018年6月21日、「South Dakota v. Wayfair」の裁判で、州内に物理的な存在を持たずにオンラインショッピングを通じて州内の顧客に物販を行う州外販売主に対し、州が売上税の徴収義務を課す州法を容認する旨の判決を下しました。

米国の売上税は、有形資産の最終消費者に対する小売段階で販売主が徴収する仕組みですが、1992年の最高裁判所による判例(「Quill Corp. v. North Dakota」)に基づき、連邦憲法上、徴収義務は州内に物理的な存在を持つ納税者に対してのみ行使できるというものでした。以前はメールオーダー等、限られた取引にかかわる争点であったと言えますが、電子商取引の定着により、1992年の判例そのものが時代に合わなくなっているという指摘もあり、今回、最高裁判所が自らの判例を覆すという異例の結果となっています。

なお、従来は、州側が州外販売者に売上税徴収権を行使できない場合、消費者側が自ら売上税同額を使用税として州に自主納付するシステムとなっていました。実際には、企業と消費者間取引(BtoC)及び消費者間取引(CtoC)に基づく販売時に消費者が使用税を納付しているケースは少なかったという実態があり、財政の厳しい各州にとって州外販売主に対する売上税徴収権の行使は長年の悲願とも言え、最高裁判所の判断動向が注視されていました。



今回の判例に基づき、州外の販売主に対して売上税の徴収を 規定する州の法的管轄権が規定内容次第で認められる方向 と言えますが、州間通商に過度の負担を強いずに公正な規定 内容とすることが前提となっています。判決の対象となったサ ウスダコタ州の売上税徴収にかかわる州法では、同州で限ら れた回数の取引にしか従事しない販売主に対する免除制度が 規定されており、また徴収義務は遡及しない内容となってい ます。さらに、州外販売主側の事務負担軽減の目的で、州側 が無償でソフトウェアを供給したり、複数の州が加盟している 「The Streamlined Sales Tax Project(SSTP)」にサウス ダコタ州が参加している点も好感が持たれとも言えます。当 法律はさらに審理するためサウスダコタ州に差し戻され、最高 裁判所が示した基準を基に再審査されることとなります。オン ラインショッピングに従事している企業にとってはシステムの 再構築を含む売上税徴収対応が急務となる可能性があり各州 の動きが注目されます。

メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

- 1. http://www.eytax.jp/mailmag/ を開きます。
- 2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。
- * なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要がございます。



@EY TaxJapan

最新の税務情報を配信しています。

本ニュースレターに関するご質問・ご意見等がございましたら、弊社の担当者又は下記宛先までお問い合わせください。

EY税理士法人

ブランド、マーケティング アンド コミュニケーション部tax.marketing@jp.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、ey.comをご覧ください。

EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、www.eytax.jpをご覧ください。

© 2018 Ernst & Young Tax Co.

All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 20180625

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

www.eytax.jp